【様式編】

洪水時の避難確保計画

【施設名：　　梅田児童クラブ　　】

緊急避難場所：梅田小学校２階以上
浸水想定区域外の避難所：茅ヶ崎小学校
梅田児童クラブ(茅ヶ崎 1-5-46)からの避難先は茅ヶ崎小学校

令和　８　年　７　月　　日 作成

様式編　目　次

市に提出（様式６は自衛水防組織を設置した場合に提出）

１　計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １		
２　計画の報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １	様式１	
３　計画の適用範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・ １		
施設周辺の避難経路図 ・・・・・・・・・・・・ ２	別紙１	
施設内の避難経路図 ・・・・・・・・・・・・・ ３	別紙２	
４　防災体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４	様式２	
５　情報収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・ ５	様式３	
６　避難誘導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６	様式４	
７　避難の確保を図るための施設の整備 ・・・・・ ７	様式５	
８　防災教育及び訓練の実施 ・・・・・・・・・・ ７		
９　自衛水防組織の業務に関する事項 ・・・・・・ ８	様式６	

個人情報等を含むため適切に管理　※市への提出は不要

１０　防災教育及び訓練の年間計画作成例 ・・・・・ ９	様式７
１１　施設利用者緊急連絡先一覧表 ・・・・・・・ １０	様式８
１２　緊急連絡網 ・・・・・・・・・・・・・・・・ １１	様式９
１３　外部機関等への緊急連絡先一覧表 ・・・・・ １１	様式 10
１４　対応別避難誘導方法一覧表 ・・・・・・・・ １２	様式 11
１５　防災体制一覧表 ・・・・・・・・・・・・・ １３	様式 12

別添　「自衛水防組織活動要領（案）」 ・・・・・・ １４	自衛水防組織を設置する場合のみ作成
別表１「自衛水防組織の編成と任務」 ・・・・・・ １５	
別表２「自衛水防組織装備品リスト」 ・・・・・・ １５	

梅田児童クラブ

様式１

１　計画の目的

この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２　計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

３　計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

本施設における利用者と職員の数、並びに想定される浸水は次のとおりである。

施設の利用者と職員数

人　　数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 定員 67　　名	昼間 4　　名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		

想定される浸水(想定最大規模降雨)

相模川下流区間：48 時間総雨量 567mm　小出川・千の川：24 時間総雨量 354mm

対象	該当の有無	浸水深	浸水継続時間
相模川	あり	m～ 0.5 m未満	以上 12 時間未満
小出川・千の川 駒寄川	あり	m～　m未満	以上　未満
内水			

※想定される浸水深等については、茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップ（https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bousai/1001267/1043927.html）の裏面に掲載されている各川の浸水想定図や想定される浸水継続時間を参考としてください。

別紙１

梅田児童クラブ

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップ等の浸水深及び浸水継続時間から、次のとおりとする。

▼洪水ハザードマップ等は茅ヶ崎市公式ホームページから確認する。
〇茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップ
（http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001267/1043927.html）

避難ルートの途中に通行止め等の障害が発生する可能性を踏まえ、複数の避難ルートを検討してください。

避難経路図

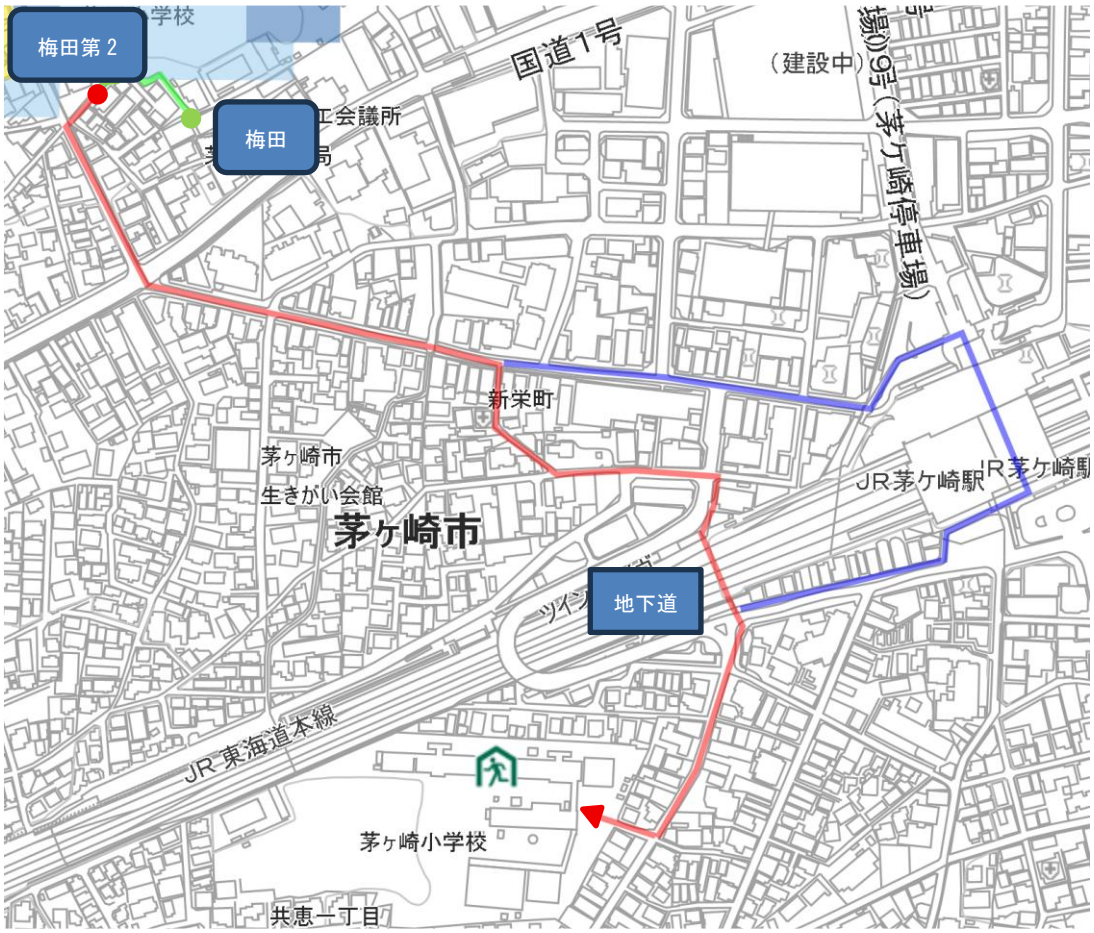

梅田第２児童クラブから地下道経由で茅ヶ崎小学校へ850m１３分(赤のルート)
梅田児童クラブからは、緑色の分約80m１分を考慮。地下道が冠水で通行できない場合は、茅ヶ崎ラスカ経由約616m９分(青のルートを考慮)を考慮し、茅ヶ崎小学校へ避難する。

梅田児童クラブ

別紙２

【施設内の避難経路図】

施設内で安全を確保する（屋内安全確保）場合は次のとおりとする。

避難経路図

建物内において、より安全な部屋や屋上等へ移動し、安全を確保してください。

なお、次の条件に該当する場合は、屋内安全確保はできません。

①施設が倒壊するような河岸浸食の発生するおそれがある区域（※）に施設がある場合

（※茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードップから確認してください。）

②施設の全階層が水没してしまうおそれがある場合

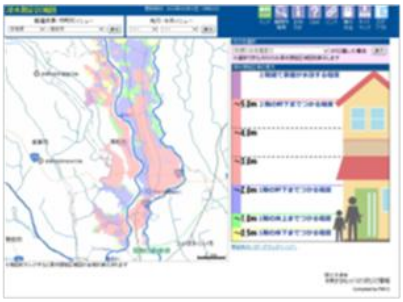

○相模川水系洪水氾濫シミュレーションの結果

◦算出前提となる降雨：相模川流域 48 時間総雨量 467 mm

①浸水深が最も深くなる決壊地点　➡　浸水データなし

②氾濫水が最も早く到達する決壊地　➡　浸水データなし

○洪水・土砂災害ハザードマップ

◦想定最大規模降雨：相模川下流区間 48 時間総雨量 567 mm

①浸水深が 0.0m～0.5m未満、浸水継続時間 12 時間未満の地域

②クラブが水没のおそれあり　➡　緊急避難は梅田小学校の２Ｆ以上へ垂直避難。

浸水想定区域外の避難所　➡　茅ヶ崎小学校へ避難する。

クラブから梅田小学校への避難は、学校敷地の出入口４か所の浸水状況を確認し、避難すること。

様式２

梅田児童クラブ

４　防災体制

体制に応じた活動内容及び対応要員を、次のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体　制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報　発表 ・〇〇川（〇〇地点）氾濫注意情報発表	**【レベル２】注意体制確立**	・常に登所人数、所在の確認 ・洪水予報の情報収集 ・保護者への事前連絡	・情報収集伝達担当 ・連絡担当
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・洪水警報　発表 ・避難判断水位超過	**【レベル３】警戒体制確立**	・常に登所人数、所在の確認 ・洪水予報の情報収集 ・避難所の開設状況の確認 ・避難時の支援体制の確認(必要に応じて協力の依頼) ・避難確保時に使用する機材準備(情報収集・伝達用、避難誘導用、施設内一時避難時に必要な物等) ・要配慮者の避難誘導 ・保護者への事前連絡、引き取り要請	・情報収集伝達担当 〃 〃 ・避難誘導担当 〃 ・連絡担当
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・氾濫危険水位超過	**【レベル４】非常体制確立**	・常に登所人数、所在の確認 ・施設内全体の避難誘導	・避難誘導担当中心に全職員で対応

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統轄管理者）の指揮命令に従うものとする。

様式３

梅田児童クラブ

５　情報収集・伝達

（１）情報収集

①収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	○テレビ・ラジオ ○茅ヶ崎市防災情報サイト「防災・緊急情報」 ○気象庁ホームページ ○ちがさきメール配信サービス　など
河川水位情報	○国土交通省ホームページ「川の防災情報」 ○神奈川県ホームページ「雨量水位情報」　など
洪水予報	○ちがさきメール配信サービス ○緊急速報メール※　など
避難情報 （高齢者等避難の発令 避難指示の発令 緊急安全確保の発令）	○防災行政用無線（屋外スピーカー） ○茅ヶ崎市防災ラジオ ○テレビ神奈川(tvk)データ放送 ○茅ヶ崎市防災情報サイト「防災・緊急情報」 ○ちがさきメール配信サービス ○緊急速報メール※ ○茅ヶ崎市公式ホームページ ○ツイッター（@Chigasaki_city ）　など

※緊急速報メールとは、国や気象庁、茅ヶ崎市が配信する「災害・避難情報」などを、対象エリアにいる方の携帯電話に配信するサービス。

②施設の職員は、市が災害情報などを携帯電話やパソコン等にメール配信する「ちがさきメール配信サービス」の次の項目を登録し、情報収集に努める。

○ちがさきメール配信サービス
（http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/about/1001985.html）

登録する項目	配信される情報
○災害時の放送 ○ライフライン被害 ○相模川の氾濫情報 ○災害による被害情報	○気象警報（大雨警報、洪水警報等） ○避難情報 ○相模川の洪水予報（氾濫危険情報、氾濫発生情報） など

（２）情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、掲示板等用いて、体制の確立状況、気象情報・洪水予報等の情報を職員間で共有し、対応を指示する。

②近隣の停電情報、電車バス等の交通情報の取得と相模川・小出川等の氾濫情報と避難所開設情報の共有。

③体制確立時、あらかじめ市と調整した事項がある場合は報告する。

様式４

梅田児童クラブ

６　避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

本施設では、「　茅ヶ崎一丁目　」に避難情報が発令された際に、避難の対象となる。避難を開始する場合は避難場所の開設状況をちがさきメール配信サービスや茅ヶ崎市公式ホームページ等から確認する。

（１）避難場所

避難場所は浸水が想定されない区域に定める。

ただし、利用者の移動に伴うリスクが高く、また、避難に要する時間が十分に確保出来ない場合は、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

（２）避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙１及び別紙２」のとおりとする。

（３）避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

	名　称	移動距離	移動手段
避難場所 （浸水想定区域外）	茅ヶ崎小学校	（　850　）m	☑徒歩　地下道経由 13 分 ☐車両（　　）台
屋内安全確保	クラブの浸水状況で 緊急避難の判断		

【浸水により孤立するおそれが高い避難所】

鶴嶺小学校・梅田小学校・柳島小学校・今宿小学校

浜之郷小学校・梅田中学校・中島中学校・萩園中学校

※上記避難所は、避難場所にはしないでください。

（４）避難誘導方法

時間帯毎（昼夜、休日）の避難する人数、従業員数を考慮し、避難誘導体制は、次のとおりとする。

- 避難場所（茅ヶ崎小学校）までの順路、道路状況について確認説明し、原則徒歩で移動する。
- 避難誘導の役割分担について確認し、避難誘導は先頭と最後尾、中央に職員を配置する。
- 職員のみで避難誘導に支障がある場合は、地域や外部の関係者に応援を要請する。
- ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を事前に行い、避難所に向かう。
- 児童クラブの玄関に避難場所の掲示をし、避難所に向かう。
- 施設からの退出が概ね完了した時点で、引取り児童数、避難児童数の把握を確実に行う。

様式５

７　避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資機材等一覧

資　機　材	
情報収集・伝達	防災ラジオ、スマートフォン(モバイルバッテリー)、タブレット、パソコン
避難誘導	名簿(職員、施設利用児童)、スマートフォン(乾電池式モバイルバッテリー)、懐中電灯(電池)
施設内の一時避難	
高齢者	
障害者	
乳幼児	
そのほか	救急バック【①絆創膏(複数のサイズを用意)②消毒液③ガーゼ及び止めるテープ④包帯(ネット包帯・伸縮性包帯等各種用意)⑤三角巾⑥湿布⑦体温計⑧熱さまシート⑨使い捨て手袋・マスク⑩瞬間冷却パック⑪ピンセット⑫テーピングテープ⑬綿棒】

８　防災教育及び訓練の実施

・毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

・毎年５月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年１月に作成する。

様式６

９　自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式６を参考に加筆・修正してください。
　あわせて別添、別表１・２を作成してください。
　なお、様式１２は、別表１と内容が重複するため、作成は不用です。

（１）別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、次のとおり訓練を実施するものとする。
　①　毎年＿＿月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
　②　毎年＿＿月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告
　自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

様式７

10　防災教育及び訓練の年間計画

防災体制の確立・ 避難確保計画の年度版作成	情報収集伝達要員・避難誘導要員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。	実施予定月日	（　3　月　　日）
従業員への防災教育	○避難確保計画等の情報の共有 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承　など	実施予定月日	（　4　月　　日）
施設利用者への防災教育	○水害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明　など	実施予定月日	（　6　月　　日）
通所施設 **情報伝達訓練**	○従業員の緊急連絡網の試行 ○保護者への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　など	実施予定月日	（　5　月　　日）
通所施設 **保護者による引き取り訓練**	○保護者の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測　など	実施予定月日	（　9　月　　日）
入所施設 **情報伝達訓練**	○従業員の緊急連絡網の試行 ○家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　など	実施予定月日	（　　月　　日）
入所施設 **従業員の非常参集訓練**	○従業員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の計測　など	実施予定月日	（　　月　　日）
避難訓練	○防災体制と役割分担の確認、試行 ○施設関係者以外の支援者への協力要請手段の確認、試行 ○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測　など	実施予定月日	（　9　月　　日）
		実施予定月日	（　　月　　日）
		実施予定月日	（　　月　　日）
避難確保計画の更新	避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。	実施予定月日	（　1　月　　日）

様式８

11　施設利用者緊急連絡先一覧表

施設利用者			緊急連絡先				その他（緊急搬送先等）
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

12　緊急連絡網

様式９

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

○メールや災害用伝言ダイヤル(171)を利用した連絡方法も確立しておきましょう。
○夜間や休日の避難を想定した体制も確立しておきましょう。

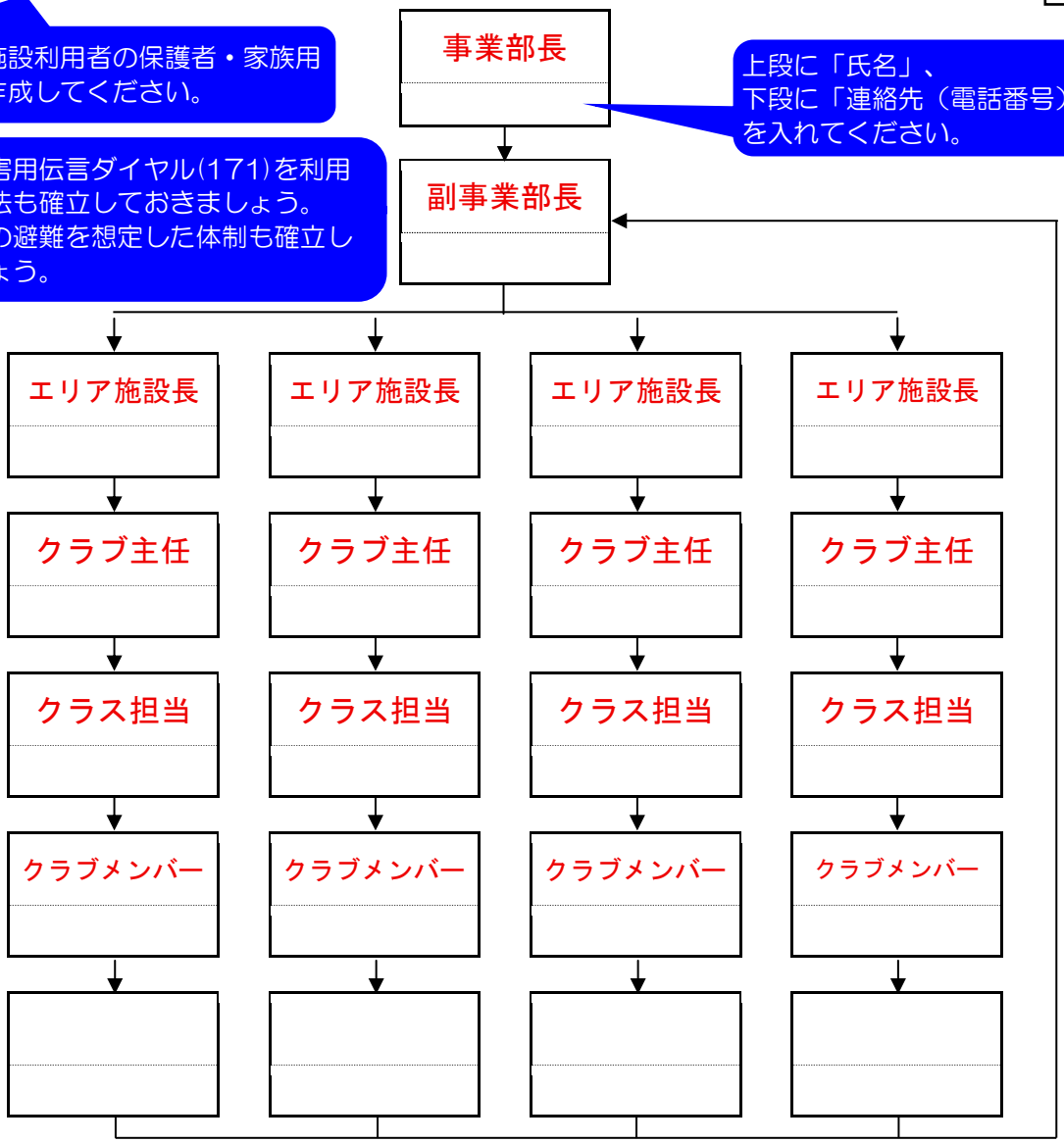

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。

13　外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	電話番号	連絡可能時間	備考
市（福祉担当）				
消防署				
警察署				
避難誘導等の支援者				
医療機関				

14　対応別避難誘導方法一覧表

様式 11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

該当番号を記入

避難所へ移動
1.単独歩行が可能　2.介助が必要　3.車いすを使用　4.ストレッチャーや担架が必要　5.そのほか

そのほかの対応
6.自宅に帰宅　7.病院に搬送　8.そのほか

15　防災体制一覧表

様式 12

管理権限者　（　エリア施設長　）（代行者　クラブ主任　）

	担当者	役　割
情報収集伝達要員	班長（　クラブ主任　） 班員（　　）名 ・ ・ ・ ・	□状況の把握、情報内容の記録 □館内放送等による避難の呼び掛け □洪水予報等の情報の収集 □関係者及び関係機関との連絡

	担当者	役　割
避難誘導要員	班長（　クラス担当　） 班員（　　）名 ・ ・ ・ ・	□避難誘導の実施 □未避難者、要救助者の確認

別添　「自衛水防組織活動要領」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

（１）　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（２）　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

（３）　＿＿＿＿＿＿（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、＿＿＿＿＿＿勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（１）　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（２）　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表１　「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者

統括管理者　（　　）（代行者　　）

	役職及び氏名	任　務
総括・情報班	班長（　　） 班員（　　）名 ・ ・ ・ ・	□自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 □館内放送等による避難の呼び掛け □洪水予報等の情報の収集 □関係者及び関係機関との連絡

	役職及び氏名	任　務
避難誘導班	班長（　　） 班員（　　）名 ・ ・ ・ ・	□避難誘導の実施 □未避難者、要救助者の確認

別表２　「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	記入例を参考に必要な装備品を記載してください。
避難誘導班	